

# 小平市議会定例会一般質問通告書

## 質問件名 小平市で医療的ケア児への支援の拡充を

**質問要旨** 日常生活を営むうえで、人工呼吸器や喀痰吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが必要な医療的ケア児への支援は、2016年の児童福祉法の改正で努力義務とされてきましたが、2021年6月に成立した[医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律](#)で、国や自治体の責務となりました。法成立から2年近く経過した現在、小平市での医療的ケア児への支援状況についてお聞きします。

1. 直近の市内の医療的ケア児の人数を年齢区分(0～2歳児、3～5歳児、小学生、中学生、高校生)ごとにお教えください。また、それらの年齢区分ごとに、医療的ケア児への支援の状況と課題をお教えください。
2. 昨年4月の厚生労働省から市町村あての事務連絡で、乳幼児期(特に0歳から2歳)の医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合には、通常の発達の範囲を超える介助を要する状態にあるのかの判断が難しいことから、医療的ケア判定スコアを用いて、内部障害等により介助を要する状態にあるのかどうか(「障害福祉サービスの必要性の有無」)について、医師の判断を活用することが明確化されました。小平市は、乳幼児期の医療的ケア児のホームヘルパーやショートステイ等の介護給付の必要性の判断を医療的ケア判定スコアによる医師の判断に基づいて行っていますか。
3. 市保健師による乳児家庭全戸訪問を医療的ケア児への継続的支援につなげることはできないでしょうか。
4. 現在、市内の保育園で受け入れている医療的ケア児の人数と、今後の展望および課題をお教えください。
5. 市立小・中学校及びその他の学校で、市が把握している医療的ケア児の就学人数、及びその支援の状況をお教えください。[令和3\(2021\)年9月17日の文部科学省からの通知](#)は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮することを基本とし、本人とその保護者の意思を最大限に尊重し、地方公共団体及び学校の設置者は、医療的看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の促進を図ること、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするための措置を講ずること、を求めています。小平市では、この通知に則った取組みがされているでしょうか。
6. 上記の文部科学省からの通知では、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示す医療的ケアに係るガイドラインの策定や、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領の策定などを通じて、教育委員会が学校を支援するよう求めています。ガイドラインの策定などに向けた取組み状況をお教えください。
7. 小平市は、医療的ケア児等の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携を図るために、学識経験者、保健・医療関係者、訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、療育・教育関係者及び家族会の方のほか、障がい者支援課、健康推進課、保育課、子育て支援課、指導課の職員が参加する「小平市医療的ケア児を支援する連絡会」を2019年度に設置しました。同連絡会の昨年度の活動状況と成果をお教えください。
8. 上記連絡会は、医療的ケア児と家族に対する実態把握調査を令和2(2020)年9月に行いました。この内容と成果をお教えください。
9. 上記連絡会が主体となって、令和3(2021)年10月に医療的ケア児等災害時避難シミュレーションを行いました。この実施で見た課題への対応状況をお教えください。
10. [第二期小平市障害児福祉計画\(2021年3月\)](#)では、医療的ケア児の支援を総合調整する医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について2023年度までに検討するとされています。検討状況をお教えください。
11. 上記計画では、医療的ケア児支援においてニーズの高い通所事業所の整備についても検討を進めるとしています。医療的ケア児の受入れが可能な児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備状

況と課題をお教えてください。

12. 上記計画では、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行うことで、家族等の介護負担を軽減する重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の整備等、不足している医療的ケア児の支援について検討するとされています。重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業実施に向けての検討状況をお教えてください。
13. 医療的ケア児の保護者の方は、受けられるサービスについての情報が不十分だったり、日々の療育・介護で孤立・孤独を感じると聞いています。医療的ケア児の保護者の方々が交流できるような場を市として設置することができないでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年 5月29日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ